

高槻市競争入札心得

平成	5年	2月15日	
平成	9年	4月1日	改正
平成16年	10月12日		改正
平成23年	11月1日		改正
平成25年	11月20日		改正
平成31年	2月15日		改正
令和	3年	4月1日	改正
令和	5年	11月28日	改正
令和	6年	8月1日	改正
令和	7年	4月1日	改正
令和	7年	9月11日	改正

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この心得は、高槻市（以下「市」という。）が行う競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が、遵守すべき事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、高槻市財務規則（平成7年高槻市規則第13号）、高槻市暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号）その他関係法令、この心得、一般競争入札要綱、指名競争入札通知書、現場説明事項等を遵守しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札に際し、市の指示に従い円滑な入札に協力し、いやしくも不穏当な言動等により正常な入札の執行を妨げること及び他の入札参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に地方公共団体と契約するにふさわしい入札参加者としての態度を保持しなければならない。
- 3 入札参加者は、仕様書、設計書及び図面その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。
- 4 入札及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

第2章 入札

(入札参加資格)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 入札日において、指名を取り消されている者
- (2) あらかじめ入札辞退届を提出した者
- (3) あらかじめ通知した現場説明に参加しなかった者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をするおそれがある者又はした者

(入札保証金)

第5条 入札保証金の額は、見積もる契約金額の100分の3に相当する額以上とする。

(入札保証金の免除)

第6条 次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を収めさせないことができる。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去2年間の間に市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、その者が契約締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 入札参加資格者名簿に登載されている者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき。

(入札の手続)

第7条 入札参加者は、入札を行おうとするときまでに入札保証金納付書又は入札保証保険証書を提出しなければならない。

- 2 入札参加者が代理人の場合は、委任状を提出しなければならない。
- 3 入札参加者は、別に定める入札書に記名押印の上、指定した日時及び場所において、入札箱に投入しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、郵便入札の場合は、入札書等は定められた方法で、公告又は通知書に示した日までに、指定された場所に必着させなければならない。
- 5 入札書の記載金額は、見積もる契約金額の110分の100（消費税及び地方消費税の軽減税率の適用となる場合は、108分の100）に相当する金額とする。また、当該入札書の記載金額の根拠となる積算内訳書を提出しなければならない（市が提出を求めている場合に限る。）。
- 6 入札参加者は、入札に際して参加資格に係る参考書類を提出しなければならない（一般競争入札の場合に限る。）。
- 7 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の辞退)

第8条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札を辞退するときは、入札辞退届を入札執行までに届け出なければならない。
- 3 入札の辞退を理由として、以降の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の取りやめ等)

第9条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、入札を公正に執行できないと認められるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

- 2 前項の場合において、市は必要な調査をすることができるものとし、入札参加者はこれに協力しなければならない。
- 3 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取りやめることがある。
- 4 入札は、入札参加者が2者以上の場合に執行することができる。ただし、一般競争入札の場合であって特段の定めがあるときは、この限りでない。

(開札)

第10条 開札は、入札の終了後直ちに当該入札場所において、入札参加者を立ち合わせて行う。開札結果は、口頭で発表するとともに、市ホームページ等で公表する。

- 2 前項の規定にかかわらず、郵便入札における開札結果の連絡は、別に定める方法により行

う。

(無効の入札)

第 1 1 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人の入札
- (3) 所定の入札保証金又は入札保証保険証書を提出しない者の入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札、又は金額の記載の不鮮明な入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- (7) 再度入札において、前回の最低価格以上の価格でした入札
- (8) 予定価格又は最低制限価格を入札前に公表する入札における、予定価格を上回り、又は最低制限価格を下回った価格でした入札
- (9) 談合情報のうち、落札予定者が一致し、かつ、落札予定金額が一致又はほぼ一致する入札
- (10) 同一入札に同一人が複数の入札書を提出した入札
- (11) 郵便入札において、市が郵便入札実施要領等で無効と定める入札
- (12) 指名停止措置を受けている者の行った入札
- (13) 入札金額の桁の取り違い等、表示上の錯誤と認められる入札
- (14) 第 7 条第 5 項後段及び第 6 項に規定する必要書類を提出しない者のした入札
- (15) 提出された積算内訳書に記載された価格と異なる価格でした入札（市が提出を求めている場合に限る。）
- (16) 指示した条件に違反してされた入札
- (17) その他不正行為により入札を行ったと認められる入札

(再度の入札)

第 1 2 条 開札をした結果、落札者とすべきものがないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。入札は 2 回をもって限度とし、3 回執行することによって落札の見込みがあると市が判断した場合に限り、3 回目の入札を執行することができる。

2 前項の規定にかかわらず、郵便入札における入札回数は 1 回とする。

3 第 1 項による再度の入札を行う場合において、次のいずれかに該当する入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

- (1) 前条の規定により無効とされた入札をした者
- (2) 最低制限価格を設定した入札の場合において、最低制限価格に満たない価格で入札をした者

(落札者の決定)

第 1 3 条 入札の結果、入札書の記載金額の 1 0 0 分の 1 1 0（消費税及び地方消費税の軽減税率の適用となる場合は、1 0 0 分の 1 0 8）に相当する額が、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 事後審査により落札者を決定する入札は、開札の結果、入札書の記載金額が、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、落札候補者について必要な書類の提出を求め、改めて参加資格の確認を行い、適格者を落札者とする。

(同価格の入札者が 2 以上ある場合の落札者の決定)

第 1 4 条 落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 以上あるときは、別に定める方法でく

じ引きを実施し、落札者を決定する。この場合において、当該入札者はくじ引きを辞退することとはできない。

- 2 事後審査により落札者を決定する入札は、前項に規定する方法により落札候補者を決定し、落札候補者から提出された書類を審査し、適格者を落札者とする。

(入札保証金の還付等)

第15条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定した後、落札者に対しては契約が確定した後において、還付するものとする。ただし、落札者が納付した入札保証金にあっては、契約保証金に充当することができる。

(入札保証金の帰属等)

第16条 落札者が、正当な理由がなく、期限までに契約を締結しないときは、入札保証金は市に帰属するものとする。

- 2 第6条の規定により入札保証金の納付を免除された者が、正当な理由がなく、期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の3に相当する額以上の額の違約金を徴収するものとする。

第3章 電子入札

(システムの利用等)

第17条 電子入札システム（以下「システム」という。）を利用できる者は、市の入札参加資格者名簿に記載された者又は当該記載された者から電子入札に関する入札・見積についての権限の委任を受けた者とする。

- 2 システムを利用しようとする者は、あらかじめ電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）並びに電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省令第2号/法務省令第2号/経済産業省令第2号）に規定する電子証明書を格納したICカードを取得し、当該ICカードを市に登録しておかなければならない。

(入札書等の提出)

第18条 システムにより入札に参加しようとする者は、第7条第3項の規定にかかわらず、定められた期間内に、システムにより制限付一般競争入札参加申出書及び入札書を提出しなければならない。

(入札方式の変更)

第19条 やむを得ない事由によりシステムによる入札の続行が困難であると市が認めた場合は、従来の紙を用いた入札に変更することがある。

(入札の無効)

第20条 システムによる入札においては、第11条各号に規定する事項のほか、次の各号のいずれかに該当する場合、無効とする。

- (1) 所定の日時までに提出しない入札
- (2) 入力が必要な項目に入力をせず、又は入力が必要な項目に入力し、若しくは不要な情報を入力した入札
- (3) 本人又は第三者にかかわらず、不正な手段により改ざんされた情報を含む入札
- (4) 入札参加者の電子計算機等の異常等により開札時において文字、数字等が判読できない入札
- (5) システムにおいて指定された文字種、文字数、入力方法その他の事項に従わずに入力した情報を含む入札
- (6) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (7) 同一の入札について、2以上の者の代理人をした者の入札

- (8) システム及びＩＣカードを不正に使用して行った入札

第４章 契約

（契約保証金）

第２１条 契約保証金の額は、契約金額の１００分の５に相当する額以上とする。ただし、建設工事における契約保証金の額は、契約金額の１００分の１０（低入札価格調査対象工事は、１００分の２０）に相当する額以上とする。

（契約保証金の免除）

第２２条 次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が過去２年の間に市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) その他市長が特に必要と認めるとき。

（契約保証金の還付）

第２３条 契約保証金は、契約の履行の確認をした後において還付するものとする。

（契約保証金の帰属等）

第２４条 契約保証金を納付した者が、契約の解除等により契約の履行をすることができなくなったときは、当該契約保証金は市に帰属するものとする。

２ 第２２条の規定により契約保証金の納付を免除された者が、契約の解除等により契約の履行をすることができなくなったときは、契約金額の１００分の５に相当する額以上の額の違約金を徴収するものとする。

３ 前項に規定する違約金の額は、建設工事においては１００分の１０（低入札価格調査対象工事は、１００分の２０）に相当する額以上とする。

（契約書の提出等）

第２５条 落札者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手続を速やかに行わなければならない。

- (1) 当該契約に係る契約書を作成する場合 当該契約書に記名押印し、これを契約事務担当者に提出すること。
- (2) 当該契約に係る契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合 当該電磁的記録に地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）第１２条の４の２に規定する電子署名を行うこと。

（議会の議決を要する契約）

第２６条 議会の議決を要する契約については、議会の議決を得たときに、本契約が成立する旨の文言を付した仮の契約書（契約内容を記録した電磁的記録を含む。）により仮契約を締結するものとする。

２ 仮契約を締結した事項について議会の議決を得たときは、遅滞なくその旨を契約の相手方に通知する。

第５章 その他

(異議の申し立て)

第 2 7 条 入札した者は、入札後、設計書、仕様書、図面その他についての不明、錯誤等を理由に、当該入札に関し異議を申し立てることができない。

(その他)

第 2 8 条 この心得に定めるもののほか、入札に関しては、全て市の指示に従わなければならないこととする。

附 則

- 1 この心得は、令和 7 年 9 月 1 1 日から実施する。
- 2 この心得の実施の際、現に廃止前の高槻市競争入札心得（物品関係）又は高槻市電子入札心得を適用して実施されている競争入札は、改正後の高槻市競争入札心得を適用して実施された競争入札とみなす。